

保護者 様

三島市教育委員会

緊急事態宣言の延長を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策へのご協力の
依頼について

仲秋の候、保護者の皆様におかれましては、学校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、静岡県では、令和3年8月8日（日）からまん延防止等重点措置が実施され、さらに、8月20日から緊急事態宣言の対象区域となり、このたび、9月30日まで緊急事態宣言が延長されることになりました。

三島市では、コロナ禍における学校教育活動の実施指針である「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に示されている**地域の感染レベルの最高レベルである「レベル3」を継続します。引き続き学校の教育活動の実施においては、感染症対策を徹底していきます。**

文部科学省の通知によると、児童生徒等の感染経路は「家庭内感染」の割合が多く、感染拡大を防ぐためには、各家庭での協力が不可欠です。

つきましては、学校の教育活動を継続していくために、下記についてのご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

記

1 三島市の夏季休業明け以降の感染状況について

	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
感染者数	14	8	10	14	5	20	10	13	13	10	9	5	8	5	4
うち10歳未満	1			1		1		1	2	1	3				
うち10歳代	1		1		2		2	1	2	1					1
うち未成年者	1	2	1	2		6			2		1		2		1

(静岡県発表資料により作成)

2 学校内の感染について

三島市では、夏季休業明け以降も含め、これまでの学校の教育活動において、静岡県東部健康福祉センターの調査により感染が確認された事例及び、濃厚接触者の指定がされた事例は、ありません。

学年閉鎖を実施した学校においても、感染経路は、家庭内感染及び、マスクを着用しない中での児童の下校後や休日等の活動によるものと推定されています。

3 感染症不安で登校を控えている児童生徒及び保護者の皆様へ

地域の感染レベルが「レベル3」の間は、学校では、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、行いません。また、引き続き、保健管理を徹底し、集団感染のリスク回避への対応を実施するとともに、給食についても、配膳時の対策、食事の際の黙食の徹底等をしてまいります。

このように、学校では感染症対策を徹底しておりますので、学校での教育活動にご理解を賜りますようお願いいたします。なお、児童生徒本人やご家族に基礎疾患がある方がいるなどの特別な事情がある場合には、学校に相談してください。

4 お子様の登校について（地域の感染レベル2及び3の場合）

- ・ お子様に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪の症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅で休養してください。
- ・ 同居のご家族に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪の症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合も、お子様には自宅で休養してください（医師等により新型コロナウイルス感染症でないと判断されている場合を除く）。
- ・ お子様や同居のご家族に発熱等の風邪症状がなくても、同居のご家族がPCR検査等を受検することとなった場合は、お子様を自宅で休養させてください。
- ・ お子様や同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話相談し、医療機関を受診するようにお願いします。
- ・ 同居のご家族のうちお一人でも「濃厚接触者」に指定された場合には、学校へ連絡するようにしてください。

※いずれの場合も「欠席」とせずに「出席停止」として記録します。

※お子様または同居家族等の方が新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等を受けることになった場合、結果が判明した場合等には、お子様が通学している学校に必ず連絡してください。学校の電話受付時間以外に判明した場合は、三島市役所守衛室【電話番号 975-3111（午前8時から午後9時まで）】へ連絡してください。

5 健康観察について（地域の感染レベル2及び3の場合）

- ・ 毎朝（登校前）、お子様の検温、健康観察をしてください。
- ・ 同居のご家族も健康状態を確認してください。

※健康観察アプリ「リーバー」へ毎朝の健康状態の入力を確実にを行うようお願いします。

6 「地域の感染レベル3」の学習活動について

各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、実施しないことを継続します。

7 部活動について

緊急事態宣言期間中は原則中止を継続します。

8 ご家庭での感染症対策等のお願い

- (1) 緊急事態宣言により要請されている不要不急の外出の自粛についてご協力ください。
お子様の下校後や休日等の生活及び友人との遊びについても、ご配慮いただけると幸いです。
- (2) 基本的な感染症対策の徹底をお願いします。
個人の基本的な感染予防対策は、変異株であっても、3密（密集・密接・密閉）や特にリスクの高い5つの場面の回避、マスクの適切な着用、手洗いなどが有効とされています。
- (3) 感染者・濃厚接触者等に対する差別や偏見、誹謗中傷等は、許されないことであることを、お子様と話し合ってくださいようお願いします。